

ふくし

りようえんじょじぎょう

福祉サービス利用援助事業

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

ふくし りようてつづ きんせんかんり てつだ
福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして
あんしん せいかつ
安心して生活ができるようにサポートします。

手つだ

う

支え

る

守

る

しゃかいふくしほうじん ぎのわんししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

ぎのわんしけんりようごしえん

宜野湾市権利擁護支援センターうるる

〒901-2205

沖縄県宜野湾市赤道 2 丁目 7 番 1 号(宜野湾市社会福祉センター内)

TEL 098-893-6080 FAX 098-892-0843

生活の中でこんな困りごとはありませんか？

福祉サービスは
利用したいけど、
複雑な手続きは
とても無理…。

自分で銀行など
に行って生活費
を引き出すのが
難しい。

何に使ったのか
わからないが、
毎月生活費が
足りなくなる。

通帳や印鑑など
どこに置いたか
思い出せなくな
っている。

サービス内容

1. 福祉サービス利用のためのお手伝い

福祉サービスについての説明
福祉サービスの利用、更新、終了手続き
福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

2. 日常的金銭管理のお手伝い

家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
年金、手当などの受け取り
預貯金の出し入れ

3. 書類などの預かりサービス

通帳、印鑑、権利証などのお預かり



私たち、
生活支援員が
お手伝いします！

生活支援員とは…

契約内容にそって実際に
お手伝い（支援）する
人です。

買い物代行、家事代行、介護、看護・通院

付添や保証人になるといったことはお手伝いできません。

ご利用いただける方

1 認知症の高齢者の方
精神障がいのある方
知的障がいのある方
など、福祉サービスの利用や支払い
などについて自分の判断で適切に
行うことが困難な方。

2 日常生活に不安のある方
日常生活において自分で契約などの
判断や金銭管理に不安のある方。
(認知症と診断されていない方、療育
手帳や精神障がい者保健福祉手帳
をもっていない方も対象です。)

ご本人との契約に基づいてサービスを実施します。

サービス開始までの流れ

1. 相談

宜野湾市社会福祉協議会にご相談下さい。

2. 訪問・面接

専門員がお宅を訪問し、お話をうかがいます。

3. 支援計画・作成

お困りのことや、ご希望をお聞きした後、ご本人の意向を確認しながら支援計画を作ります。

4. 契約

作成した支援計画の内容でよろしければ契約をします。

5. サービス開始

契約(支援計画)に基づいて、生活支援員がお手伝いします。

利用料について

相談は無料ですが、契約後の支援は利用料が必要です。利用料については専門員におたずね下さい。

専門員とは…

相談を受け、支援計画の作成・契約までを担当します。契約後に支援計画を変えたい場合や、心配な点があれば、いつでもご相談下さい。

その他の場合(成年後見制度)

財産管理や身上監護に関する契約等、法律行為が必要な方で、次のような方は成年後見制度の利用となります。



判断能力が不十分

たいいていのことは自分でできるが、少し複雑なことになるとう判断が難しい方。

→ 「補助」制度を利用



判断能力がかなり不十分

もの忘れが多くなり、契約などの手続きが自身ではできない方。

→ 「保佐」制度を利用



判断能力が全くない

家族と他人の区別がつかなくなるなど、物事の判断ができなくなった方。

→ 「後見」制度を利用

成年後見制度を利用する場合、家庭裁判所に審判の申し立てをする必要があります。

申し立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、市長村長等が行います。

詳しくは専門員におたずね下さい。状況に応じて適切な機関におつなぎします。

生活支援員さん

募集中!!

「福祉サービス利用援助事業」では、生活支援員さんを募集しています。福祉に関心のある方、大歓迎 !!

- 誰もが安心して暮らせるように -

手つだ **う** 支え **る** 守 **る**

生活支援員さんの活動内容

- * ご本人と一緒に(または代わりに)、家賃、公共料金、病院代などの支払いを行う。
- * 福祉サービスの利用などで必要な手続きの説明や、ご本人が行う手続きに付き添う。
- * コミュニケーションを通じて、相談や要望を聞く。

専門員が立てた「支援計画書」に基づいて活動していただきますので、安心してご応募下さい。
生活支援員さん一人につき 1~2 件を担当していただく予定です。

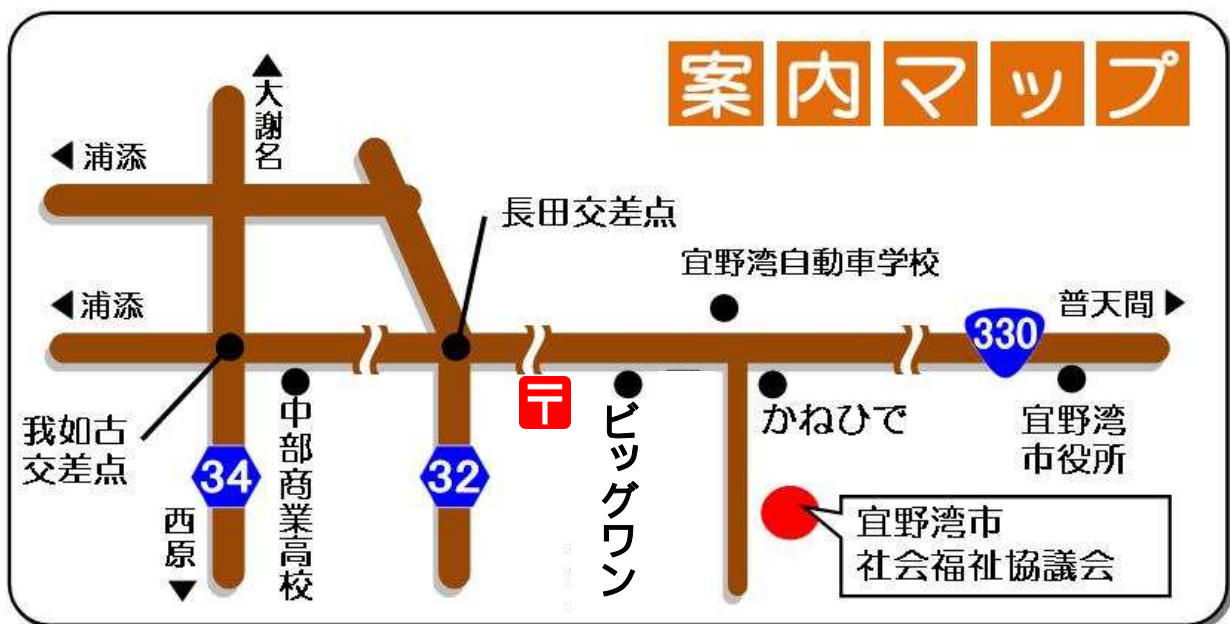
(1 回の支援時間は 1 時間程度です。)

生活支援員さんには活動費と交通費が支給されます。

お問い合わせ先

* 宜野湾市社会福祉協議会(宜野湾市社会福祉センター内)

TEL 893-6080



〒901-2205 宜野湾市赤道 2 丁目 7 番 1 号(宜野湾市社会福祉センター内)

TEL893-6080 FAX892-0843